

福井県肝炎医療コーディネーターの養成および活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県肝炎医療コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、福井県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者および肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変または肝がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院（以下、「拠点病院」という。）、肝疾患専門医療機関（以下、「専門医療機関」という。）その他の医療機関および検診機関

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供および相談助言

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所または市町の肝炎対策担当部署

ア 肝炎対策に関する情報提供および普及啓発

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨および肝炎患者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための県民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条 コーディネーターは、拠点病院、専門医療機関その他の医療機関および検診機関、保健所および市町の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービスおよび介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、県内の全ての拠点病院、専門医療機関ならびに保健所および市町の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成および認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関（以下、「配置機関」という。）の一覧を作成し、公表するものとする。

4 県は、配置機関に対し、必要に応じ、その活動状況の報告を求めるものとし、コーディネーターは活動報告書（様式1）により配置機関を通して活動状況を報告するものとする。

5 拠点病院、専門医療機関ならびに保健所および市町の肝炎担当部署は、コーディネーターを1名以上配置するよう努めるものとする。ただし、猶予期間として、この要綱が施行されてから2年以内に配置することとする。

(養成および認定)

第5条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所または市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業または団体で健康管理を担当する者、肝炎患者またはその家族、その他肝炎の予防および肝

炎患者の支援の推進に意欲を有する者

- (2) 県または県が委託等を行った機関が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) コーディネーターに期待される役割、心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 肝炎患者等に係る支援制度
 - (4) 県の肝炎対策
 - (5) 地域の肝疾患診療連携体制
 - (6) コーディネーターの具体的な活動事例
- 3 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証(様式2)および認定バッジ等を交付し、コーディネーター名簿(様式3)に登録を行うものとする。
- 4 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証および認定バッジ等を返納しなければならない。
 - (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から辞退届(様式4)の提出があったとき
 - (4) 第7条第2項に規定する研修を3年間で一度も受講しなかったとき

(技能向上および活動支援)

- 第6条 県は、研修会または情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や配置機関のリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他さまざまな広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(遵守事項)

- 第7条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。
- 2 コーディネーターは、県または県が委託等を行った機関が実施する養成研

修またはフォローアップ研修を定期的（3年に1回以上）に受講しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについては必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 3月 1日から施行する。